

平成 28 年度

公益財団法人山梨総合研究所自主研究

不登校児童生徒の現状と課題についての調査研究

公益財団法人 山梨総合研究所 研究員 高橋 謙洋

平成 29 年 3 月



公益財団法人 山梨総合研究所

目 次

1	はじめに.....	1
1.1	調査研究の背景と目的	1
1.2	不登校児童生徒数の推移.....	1
1.3	不登校の定義.....	2
1.4	「ひきこもり」の定義と推計数.....	3
1.5	不登校児童生徒在籍学校数	5
1.6	山梨県の状況.....	5
1.7	不登校になったきっかけと考えられる状況	8
2	都道府県別の状況	12
2.1	都道府県別の中学校不登校生徒数	12
2.2	都道府県別の中学校学力調査結果	13
2.3	都道府県別の年次別離婚率.....	14
3	社会的自立に向けて.....	16
3.1	若年無業者の状況	16
3.2	3-2. 教育支援センター（適応指導教室）の状況.....	17
3.3	都道府県別の教育支援センターの状況.....	20
4	我が国の若者の意識	23
4.1	高校生の自尊感情に関する諸外国との比較	23
4.2	高校生の勉強と生活に関する諸外国との比較.....	27
5	おわりに.....	29

1 はじめに

1.1 調査研究の背景と目的

国や自治体に対して、不登校児童生徒の学校以外の学習状況や心身の状況を継続的に把握するために必要な措置を講じることや、不登校児童生徒の多様な学びの重要性に鑑み、休養の必要性を踏まえ、児童生徒や保護者への情報提供、助言に必要な措置を講じることが定められた教育機会確保法が成立するなど、「不登校」という文字を目にする機会が多くなっている。

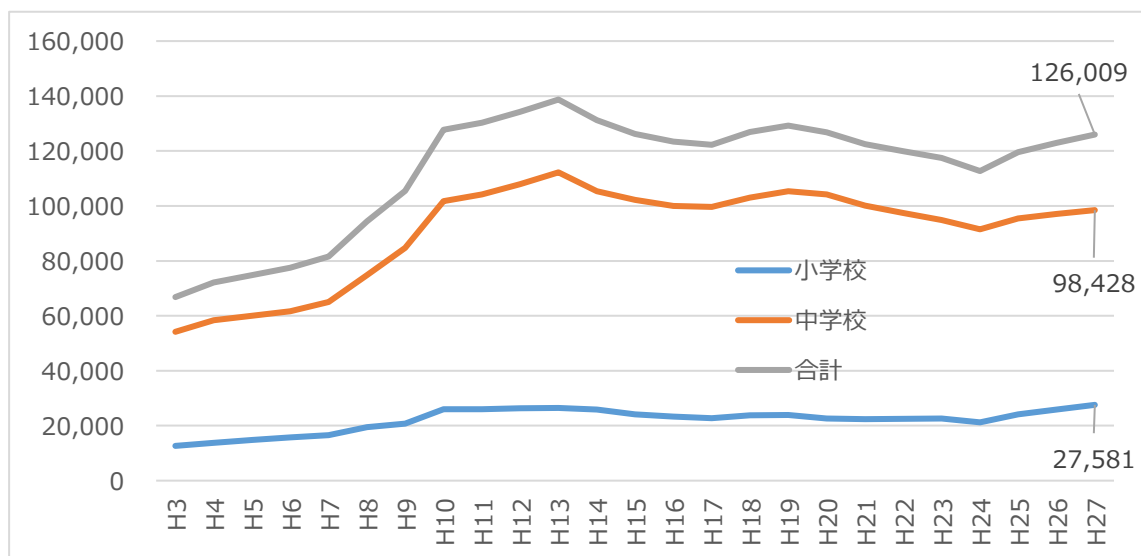
しかし、そもそも「不登校」とはどのようなものなのか、正確に認識しているものは少なく、いまだ多くの人々には認知されていないように思われる。そのため、「不登校」に対する誤解や偏見が生じているのではないだろうか。

本研究では、不登校児童生徒の現状と、不登校に関連する様々なデータ、及びその課題について報告したい。

1.2 不登校児童生徒数の推移

文部科学省が毎年行っている「学校基本調査」及び「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、平成 27 年度の長期欠席者（30 日以上欠席者）の内、「不登校」を理由とする全国の児童生徒数は、小学校で 27,581 人、中学校で 98,428 人であった。前年の平成 26 年度と比較すると、小学生は 1,717 人増加、中学生は 1,395 人増加している。

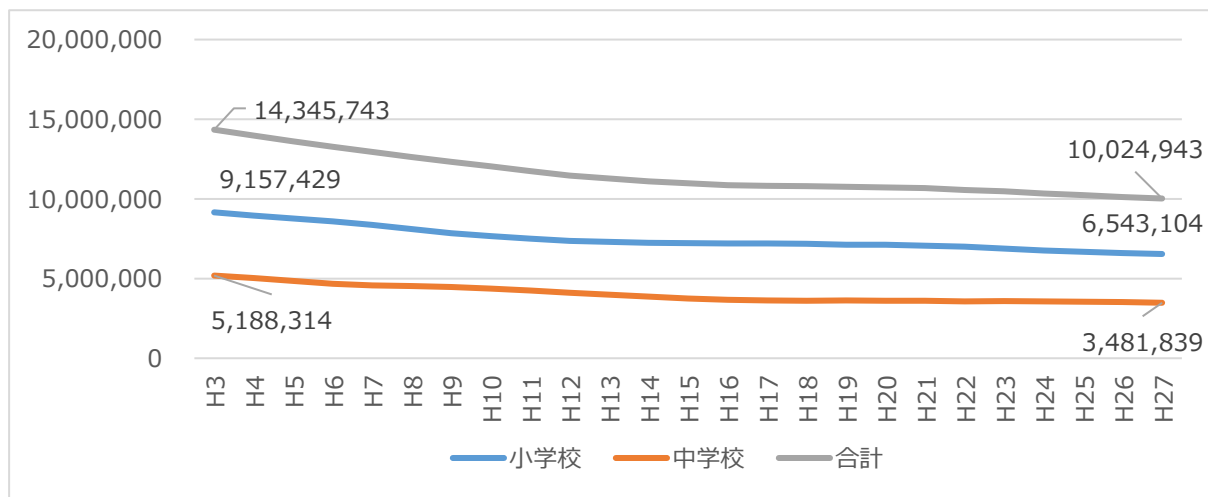
図表 1 不登校児童生徒数の推移（全国）



文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（平成 27 年度）

不登校児童生徒数の増加に対して、小学校の全児童数は平成 27 年度が 6,543,104 人、平成 26 年度が 6,600,006 人で 56,902 人減少、中学校の全生徒数は平成 27 年度が 3,481,839 人、平成 26 年度が 3,520,730 人で 38,891 人減少している。

図表 2 児童生徒数の推移（全国）



文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（平成 27 年度）

少子化により児童生徒数が減少している中、平成 25 年度、平成 26 年度、平成 27 年度と不登校児童生徒数が増加している。

少子高齢化、人口減少社会への対応策として、国や地方自治体は合計特殊出生率の向上を目標に掲げているが、この 12 万人を超える不登校児童生徒に対しても、合計特殊出生率の向上以上に対応が必要であると感じる。

1.3 不登校の定義

「不登校」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的理由によるものを除く。）と定義され、年間 30 日以上欠席した者を不登校として調査している。不登校ではないとされるもの

- 疾患（病気）によって休む
- 保護者が学校教育に必要性を感じず子どもの登校に消極的なため休む
- 非行などで学校を怠けて休む

しかしながら、これらは明確に線引きできるものではなく、境界はグレーであいまいなものとなっている。

図表 3 不登校児童生徒数の比率

区分	全児童生徒数 (人) (A)	不登校児童生徒数 (人) (B)	比率 (%) (B/A×100)
小学校	6,543,104	27,581	0.42%
中学校	3,481,839	98,428	2.83%
計	10,024,943	126,009	1.26%

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(平成 27 年度)

全児童生徒数に対する不登校児童生徒数の比率を見ると、平成 27 年度、小学校では 237 人に 1 人、中学校では 35 人に 1 人の割合で不登校児童生徒がいるという状況となっている。

1.4 「ひきこもり」の定義と推計数

小学校児童、中学校生徒であれば「不登校」となるところ、それ以上の年齢で同様の状態になった場合、「ひきこもり」となってしまうことが考えられる。ここでは内閣府の調査から、「ひきこもり」の推計数と、「ひきこもり」になったきっかけを見ていく。

図表 4 「ひきこもり」の定義と推計数

区分	全国の推計数 (人)	
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	153,000	狭義のひきこもり 23.6 万人
自室からは出るが、家からは出ない	35,000	
自室からほとんど出ない	47,000	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する	460,000	準ひきこもり
計	696,000	広義のひきこもり

内閣府「若者の意識に関する調査 (ひきこもりに関する実態調査)」(平成 22 年)

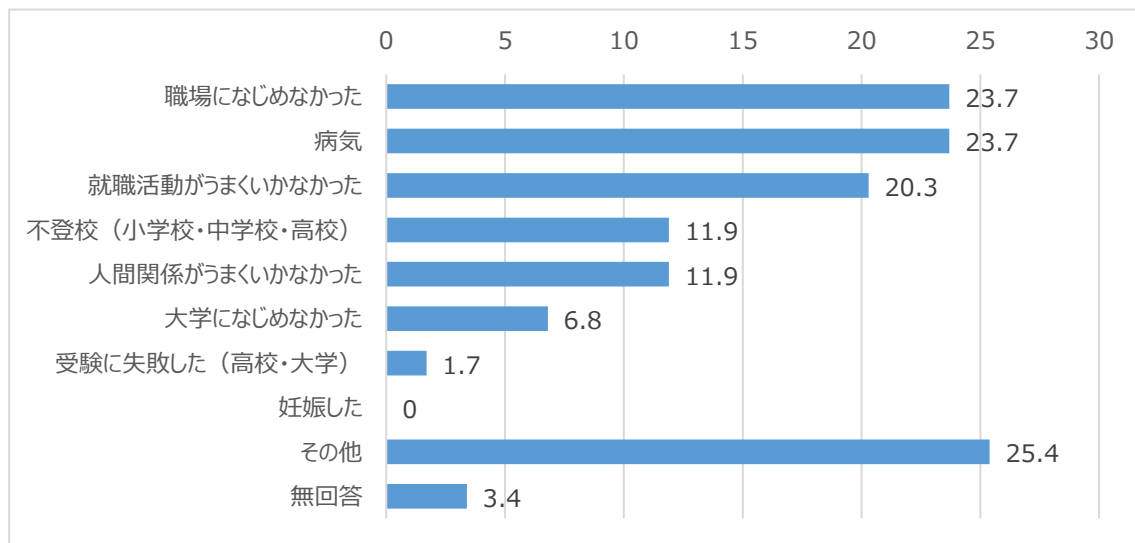
※1. 15～39 歳の 5,000 人を対象として、3,287 人 (65.7%) から回答を得た。

※2. 上記に該当する状態となって 6 か月以上の者のみを集計。「現在の状態のきっかけ」で統合失調症または身体的な病気と答えた者、自宅で仕事をしていると回答した者、「ふだん自宅にいるときによくしていること」で「家事・育児をする」と回答した者を除く。

※3. 全国の推計数は、有効回収数に占める割合に、総務省「人口推計」(2009 年)における 15～39 歳人口 3,880 万人を乗じたもの。

内閣府が平成 22 年 2 月に実施した「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」によると、「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」「自室からは出るが、家からは出ない」「自室からほとんど出ない」に該当した者（「狭義のひきこもり」）が 23.6 万人、「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用時のときだけ外出する」（「準ひきこもり」）が 46.0 万人、「狭義のひきこもり」と「準ひきこもり」を合わせた「広義のひきこもり」は 69.6 万人と推計されている。

図表 5 「ひきこもり」になったきっかけ



内閣府「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」（平成 22 年）

「ひきこもり」になったきっかけとしては、「職場になじめなかった」と「病気」及び「就職活動がうまくいかなかった」が比較的多い割合を示しているものの、「不登校（小学校・中学校・高校）」が 4 番目に挙げられている。このことから、「不登校」からその後の「ひきこもり」に連続しているケースも想定され、約 70 万人の「広義のひきこもり」の内 10%のきっかけが「不登校」だとした場合、その数は 7 万人にも及ぶ。

近年、人口減少・少子高齢化を発端とした社会保障関連費の増加、生産年齢人口の減少、地域経済力の低下といったことが全国的な課題となっているが、「不登校」や「ひきこもり」もこれらの課題に含まれるであろう。

1.5 不登校児童生徒在籍学校数

それでは、全国の小中学校の内、不登校児童生徒が在籍している学校はどの程度であるのか、不登校児童生徒在籍学校数の比率をしてみる。

図表 6 不登校児童生徒在籍学校数の比率（全国）

区分	学校総数（校） (A)	不登校児童生徒在籍 学校数（校） (B)	比率（%） (B/A×100)
小学校	20,601	10,401	50.5%
中学校	10,536	8,998	85.4%
計	31,137	19,399	62.3%

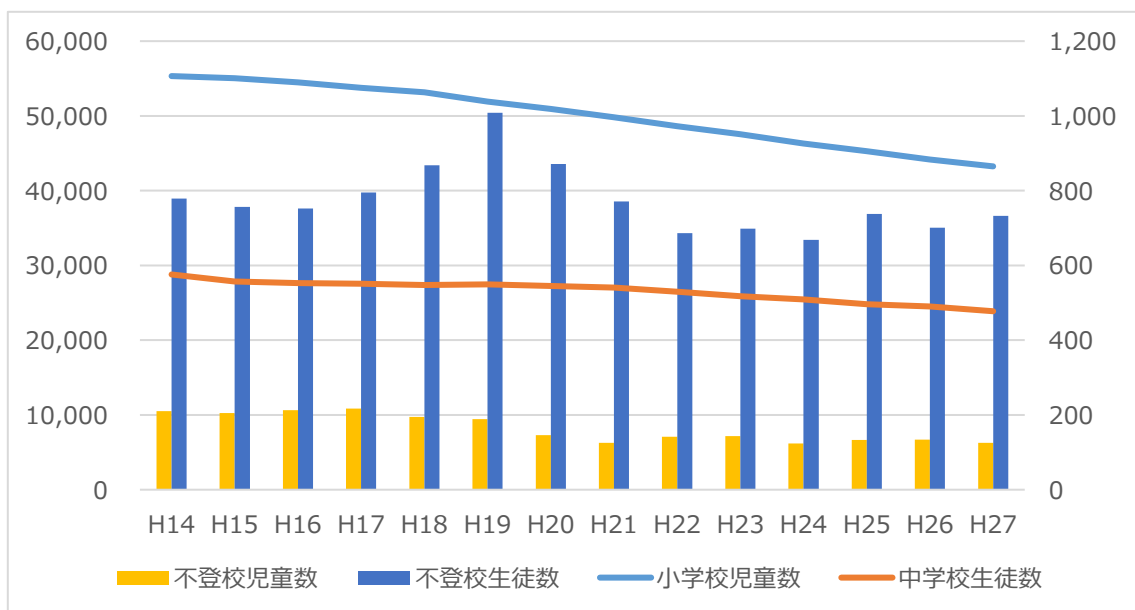
文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（平成 27 年度）

平成 27 年度、全国で 19,000 校以上が不登校児童生徒在籍校となっている。学校総数に対する比率は、小学校では 2 校に 1 校、中学校では 1.2 校に 1 校という割合で、不登校児童生徒が在籍しているということになる。

1.6 山梨県の状況

次に、山梨県の不登校児童生徒の状況を見ていく。

図表 7 山梨県の不登校児童生徒数の推移



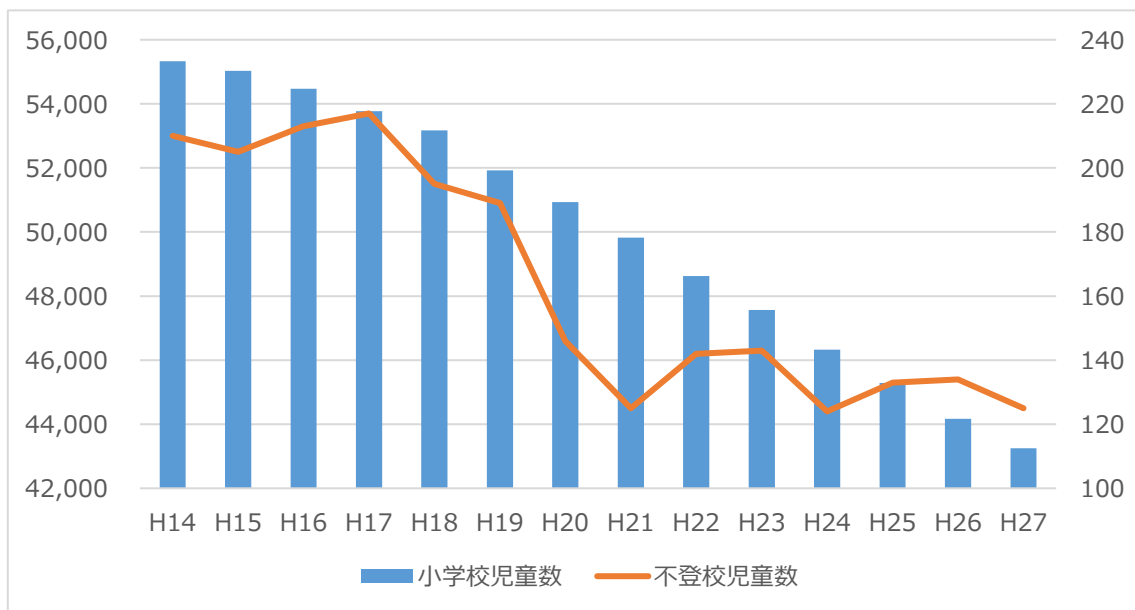
山梨県「教育統計調査」／文部科学省「学校基本調査」「学校保健統計調査」

全国と同様、児童生徒数は減少している中、平成 25 年度、26 年度、27 年度と、不登校児童生徒数はあまり改善されていない。

かつて平成 19 年度には、都道府県別の児童生徒 1,000 人当たりの不登校児童生徒数において、山梨県が全国最下位であった。その後、県内の全中学校にスクールカウンセラーを配置するなどの対策を施し、平成 20 年度から平成 22 年度にかけては不登校児童生徒数は大幅に減少している。平成 20 年度以降は、児童生徒が学校を休んだときのアクションについても、それまではあまり児童生徒を刺激せずに消極的だった対応から、「1 日休んだら電話する」「2 日休んだら訪問する」など、積極的な対応に転換していったという。

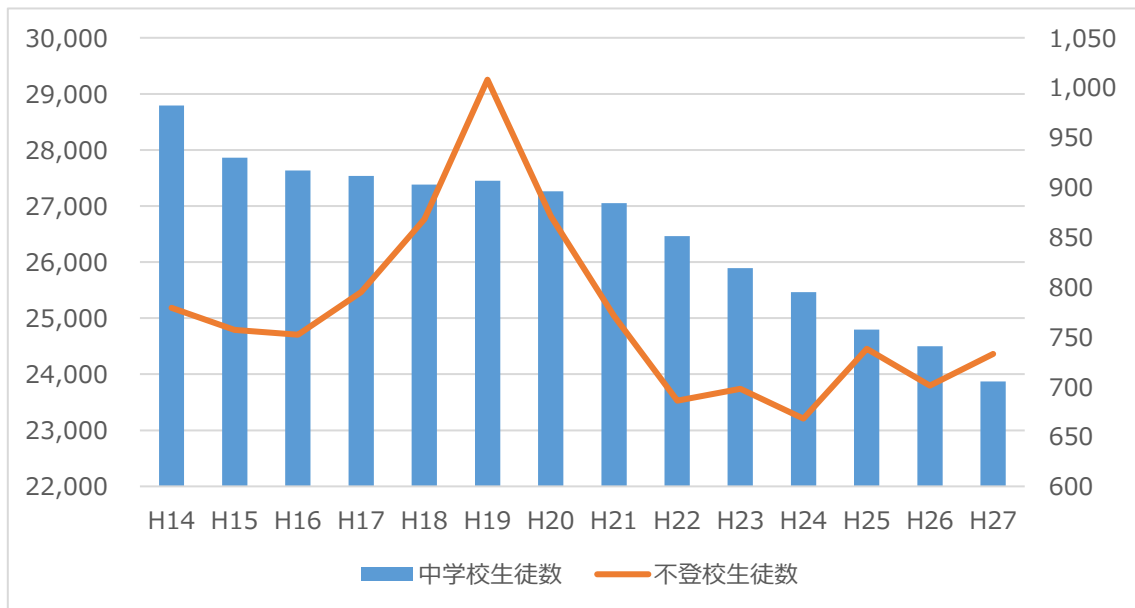
山梨県の不登校児童生徒数について、小学校と中学校をそれぞれ個別に見た状況は、下記のとおりである。

図表 8 山梨県 小学校の不登校児童数の推移



山梨県「教育統計調査」／文部科学省「学校基本調査」「学校保健統計調査」

図表 9 山梨県 中学校の不登校生徒数の推移



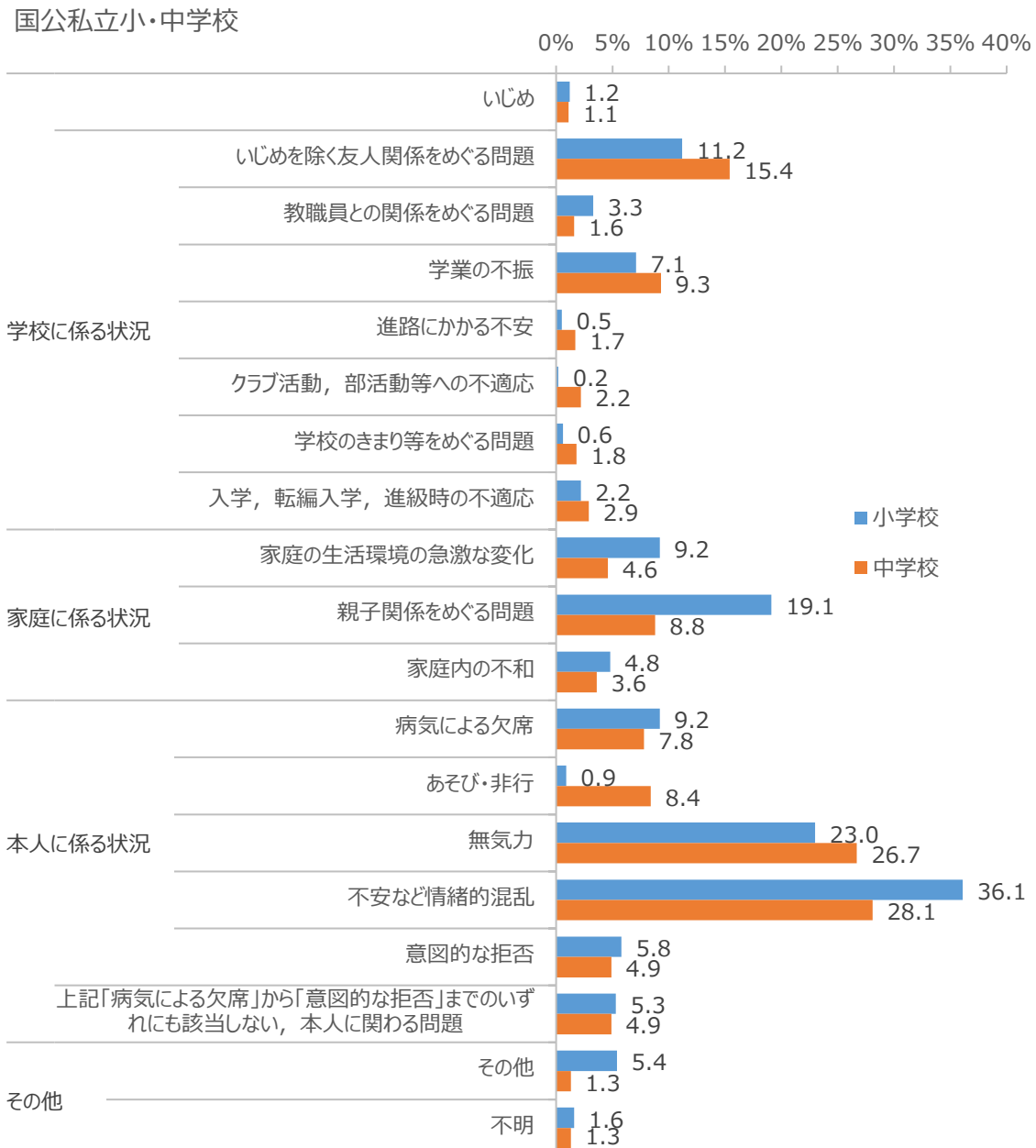
山梨県「教育統計調査」／文部科学省「学校基本調査」「学校保健統計調査」

山梨県内のある中学校（生徒数は約 650～700 人）では、かつて不登校生徒数が 100 人を超えていた。現在は 60 人程度となり、「6～7 人に 1 人」から「10 人に 1 人」に改善されたものの、依然として高い割合となっている。約 60 人の不登校生徒の内、県が設置する適応指導教室に通う生徒は 6 人程度である。適応指導教室については後述する。

1.7 不登校になったきっかけと考えられる状況

不登校の要因とは何であるのか、その手がかりとして、文部科学省の調査から「不登校になったきっかけとして考えられる状況」を見ていく。

図表 10 不登校になったきっかけと考えられる状況



文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（平成 26 年度）

注 1 複数回答可とする

注 2 パーセンテージは、各区分における不登校児童生徒数に対する割合

本研究では当初、不登校の原因を解消することで、不登校児童生徒数を減少できるという提案を目指していた。けれども、文部科学省の調査が示しているように、不登校の原因を調査することは困難であり、上記はあくまでも「不登校になったきっかけと考えられる状況」であり、不登校の原因そのものではない。

また、この文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」は教職員が回答しているため、実状とは異なる可能性も否めない。不登校になったきっかけと考えられる状況として、「教職員との関係をめぐる問題」の割合が低い、「いじめ」の割合が低い（クラスにいじめはないと信じる教職員がいまだに多い）など、教職員から見ても疑問に思う点が見受けられる。

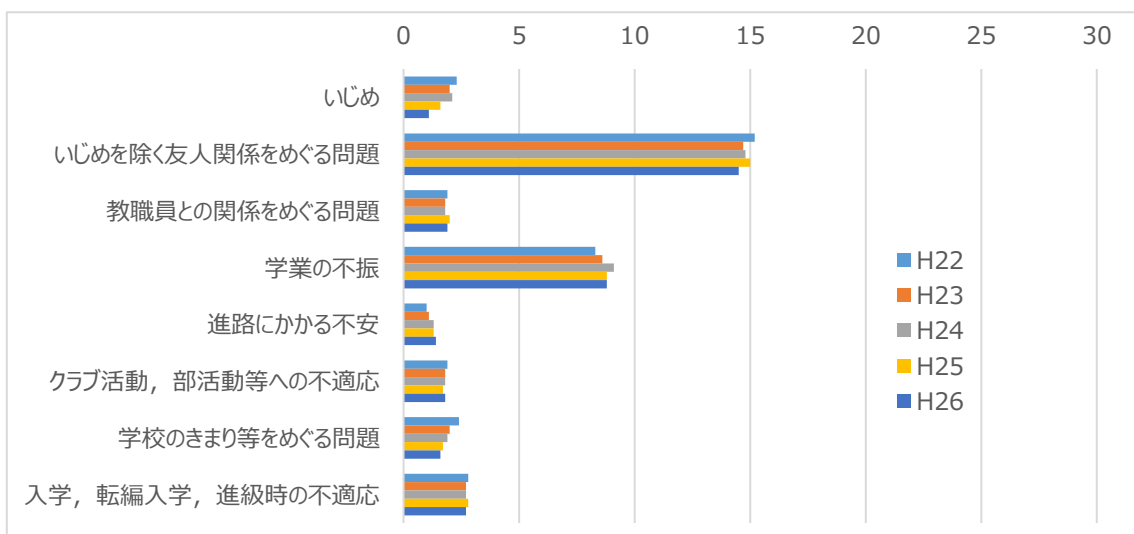
さらに、本人の「不安など情緒的混乱」というものは、結局、教職員から見てよく分からないということであり、「無気力」（やる気がないように見えるもの）も、教職員による回答のため、実際にはそうではない可能性もある。

外部から見ると、テレビを観たり、マンガを読んだり、ゲームばかりして気楽に過ごしているように見える子どもが、内面では、自分はだめな人間だと思い、自信をなくし、そこからどう抜け出せばよいか分からず、将来にも希望が持てずにいる。こうしたケースも多く、不登校の子ども本人に対して不登校の原因を調査すればよいという意見もあるだろうが、本人自身が原因が分かっていないというのが不登校である。

この「不登校になったきっかけと考えられる状況」について、同じ調査項目による調査は平成 22 年度から平成 26 年度の 5 年間のみであり、平成 27 年度以降は調査項目が変更となっている。

5 年間だけではあるが、経年比較した結果は下記のとおりである。

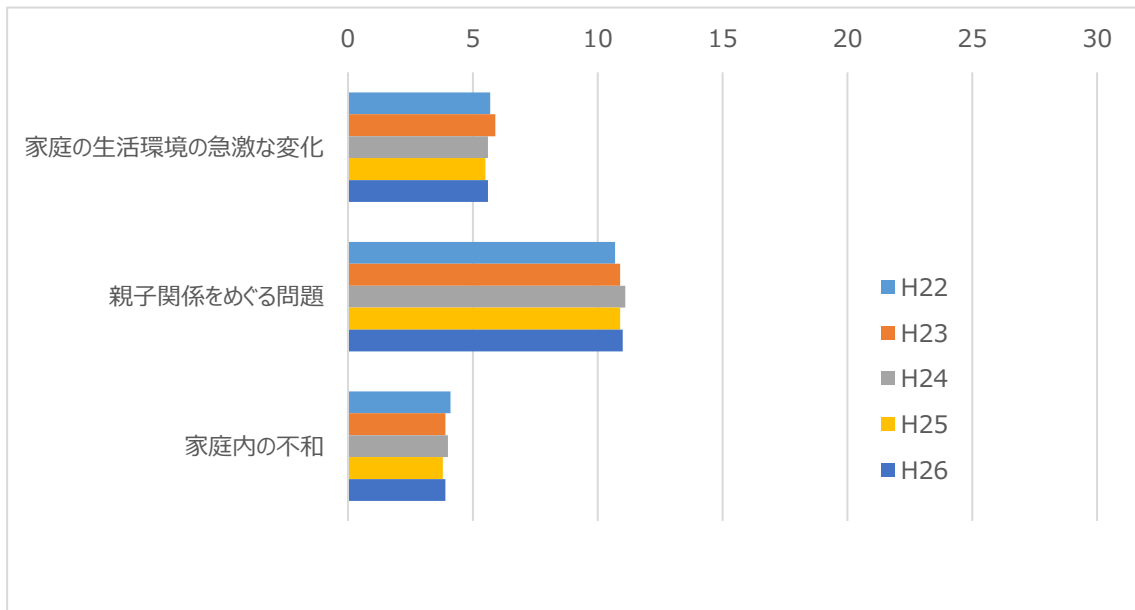
図表 11 不登校になったきっかけと考えられる状況の経年比較（学校に係る状況）



文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

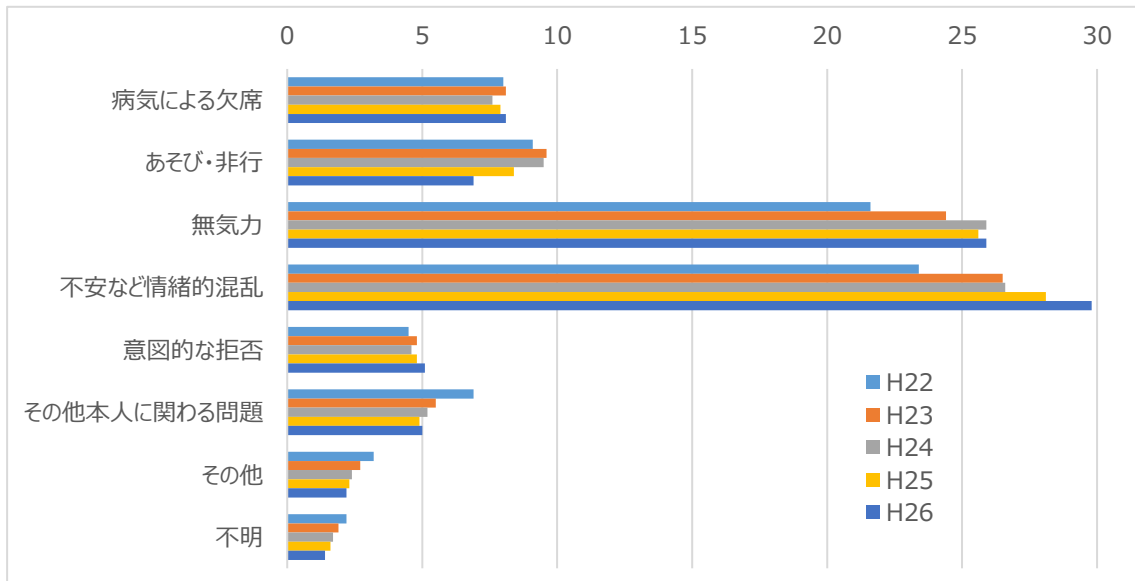
平成 22 年度から平成 26 年度にかけての不登校になったきっかけと考えられる状況として、「いじめ」は年々減少し、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」と「学業の不振」が高い割合を占めている。

図表 12 不登校になったきっかけと考えられる状況の経年比較（家庭に係る状況）



文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

図表 13 不登校になったきっかけと考えられる状況の経年比較（本人に係る状況・その他・不明）



文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

平成 22 年度から平成 26 年度にかけて、「無気力」と「不安など情緒的混乱」が年々増加し、高い割合を占めているが、「無気力」と「不安など情緒的混乱」については、前述のとおりである。

不登校については、特定の子どもに特有の問題があることによって起こることではなく、どの子どもにも起こりうることとしてとらえ、関係者は当事者への理解を深めることが必要である。

不登校の要因を追求すると、学校や家庭に対する責任論となってしまう恐れがある。要因を探り、その要因を解消することは必要ではあるが、児童生徒が不登校になったときに行政、学校、保護者がどのように対応するのか、具体的な対応策を示し、実践していくことが重要である。

2 都道府県別の状況

2.1 都道府県別の中学校不登校生徒数

ここでは、山梨県の現状を把握するために、他の都道府県の状況を確認し比較する。

図表 14 都道府県別の中学校不登校生徒数

都道府県	不登校生徒数 (人)	千人当たりの不登校 生徒数 (人)	都道府県別の順位
富山県	589	19.4	1
秋田県	545	20.6	2
福井県	498	21.2	3
岩手県	797	22.1	4
山形県	714	22.3	5
山梨県	701	28.6	33
大阪府	7,979	32.0	42
沖縄県	1,617	32.0	42
栃木県	1,805	32.1	44
和歌山県	917	32.1	44
宮城県	2,190	33.7	46
高知県	684	34.5	47

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(平成 26 年度)

都道府県別に中学校生徒 1,000 人当たりの不登校生徒数を比較すると、富山県が 19.4 人で最も少なく、秋田県が 20.6 人、福井県が 21.2 人と続き、高知県が 34.5 人で最も多い。山梨県は 28.6 人で少ない方から数えて 33 番目に位置している。

不登校生徒の割合が、富山県では中学校生徒 52 人に 1 人、高知県では 29 人に 1 人となる。山梨県では 35 人に 1 人が不登校生徒となっている。

都道府県別の中学校不登校生徒数が少ない秋田県、福井県は、全国学力調査の結果で上位となるなど、近年、たびたび記事を目にすることに気付く。

2.2 都道府県別の中学校学力調査結果

次に、都道府県別の中学校学力調査結果の平均正答率を示す。

図表 15 都道府県別の中学校学力調査結果

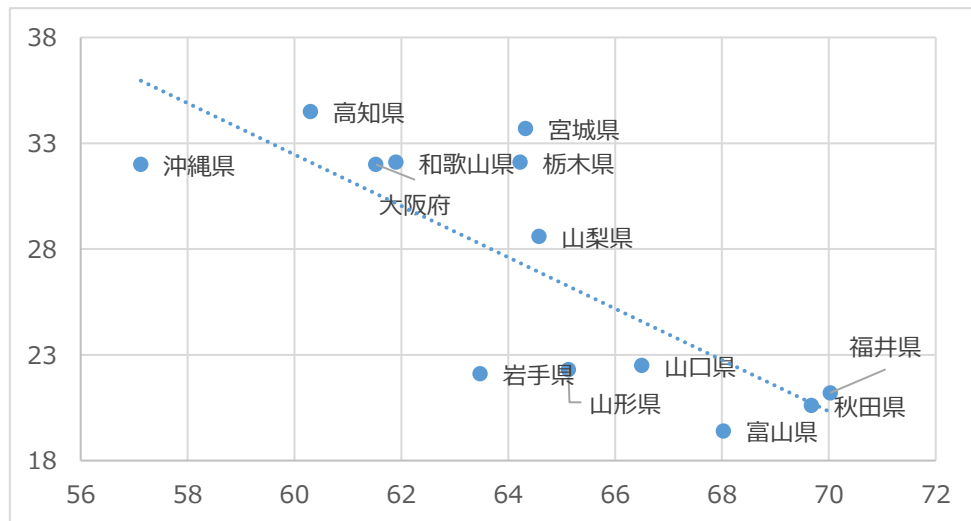
都道府県	平均正答率	都道府県別の順位
福井県	70.0	1
秋田県	69.7	2
富山県	68.0	3
石川県	67.5	4
静岡県	67.0	5
山梨県	64.6	21
岡山県	61.9	42
和歌山県	61.9	42
佐賀県	61.8	44
大阪府	61.5	45
高知県	60.3	46
沖縄県	57.1	47

文部科学省「全国学力・学習状況調査」(平成 26 年度)

新聞・ニュース等の報道のとおり、平均正答率は福井県が 70.0%で最も高く、次いで秋田県が 69.7%、富山県が 68.0%と続き、下位では高知県が 60.3%、沖縄県が 57.1%となっている。山梨県は 64.6%で 21 番目に位置している。

ここで、上位にある福井県、秋田県、富山県と、下位にある和歌山県、大阪府、高知県、沖縄県が、不登校生徒数と共通していることが分かる。下記の図表では、1,000 人当たりの不登校生徒数を縦軸に、学力調査の平均正答率を横軸にし、相関を示した。

図表 16 不登校生徒数と平均正答率の相関



文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(平成 26 年度)
 文部科学省「全国学力・学習状況調査」(平成 26 年度)

このことから、「不登校になったきっかけと考えられる状況」として「学業の不振」が挙げられていたように、授業の内容が理解できずに不登校になってしまうことが考えられ、学力の底上げが不登校の減少につながるという仮説が立てられる。

2.3 都道府県別の年次別離婚率

次に、「不登校になったきっかけと考えられる状況」の中に、「家庭の生活環境の急激な変化」と「家庭内の不和」が挙げられていることから、都道府県別の年次別離婚率について、厚生労働省の人口動態統計を見る。

図表 17 都道府県別の年次別離婚率

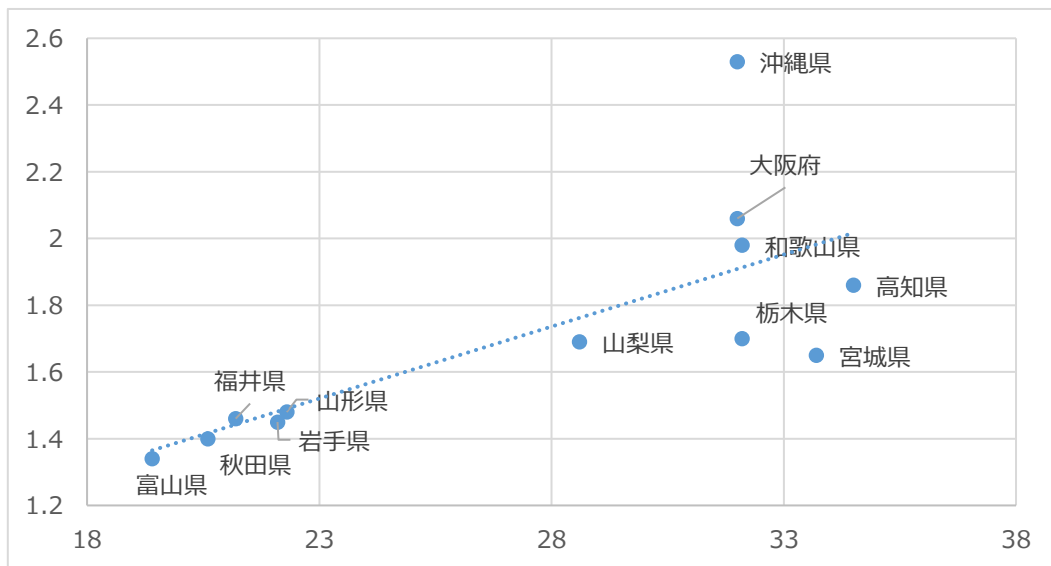
都道府県	離婚率 (人口千対)	都道府県別の順位
富山県	1.34	1
新潟県	1.38	2
秋田県	1.40	3
島根県	1.40	3
岩手県	1.45	5
山梨県	1.69	21
福岡県	1.98	42
和歌山県	1.98	42
北海道	2.04	44
大阪府	2.06	45
宮崎県	2.07	46
沖縄県	2.53	47

厚生労働省「人口動態統計」(平成 26 年)

都道府県別の年次別離婚率は、富山県が 1.34 で最も低く、次いで新潟県が 1.38、秋田県が 1.40 と続き、沖縄県が 2.53 で最も高い。山梨県は 1.69 で低い方から 21 番目に位置している。

ここでも、上位にある富山県、秋田県、岩手県と、下位にある和歌山県、大阪府、沖縄県が、不登校生徒数と共通している。下記の図表では、年次別離婚率を縦軸に、1,000 人当たりの不登校生徒数を横軸にし、相関を示した。

図表 18 不登校生徒数と年次別離婚率の相関



文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(平成 26 年度)
厚生労働省「人口動態統計」(平成 26 年)

上記の図表から、学力と同様に、夫婦関係などの家庭内の不和が不登校に少なからず影響し、家庭環境の充実が不登校の減少につながるという仮説が立てられる。

3 社会的自立に向けて

不登校についてヒアリングを重ねる中で、次のことが分かった。

- 不登校の原因は多種多様なものが複雑に重なっていて、それらを解消することは容易なことではない。
- 不登校児童生徒をゼロにするという目標・理想が、かえって不登校の子どもたちやその保護者に対する圧力となり、状況を悪化させている。

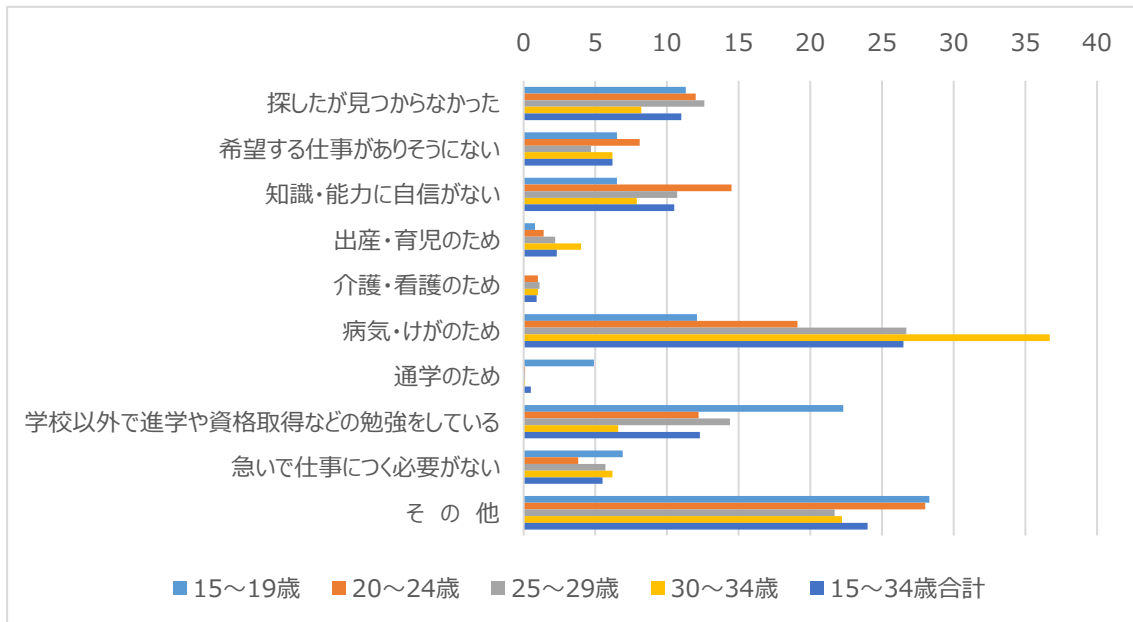
であるならば、目標は不登校児童生徒をゼロにすることではなく、子どもたちの社会的自立にシフトする必要がある。

不登校の子どもたちからは、「自分は大切な存在だ」「自分は価値ある存在だ」という自己肯定感の不足、「自分はやればできるんだ」という自己効力感の低下が見えてくる。

3.1 若年無業者の状況

この自己肯定感、自己効力感の不足が及ぼす影響として、総務省の就業構造基本調査から若年無業者の状況を見てみる。

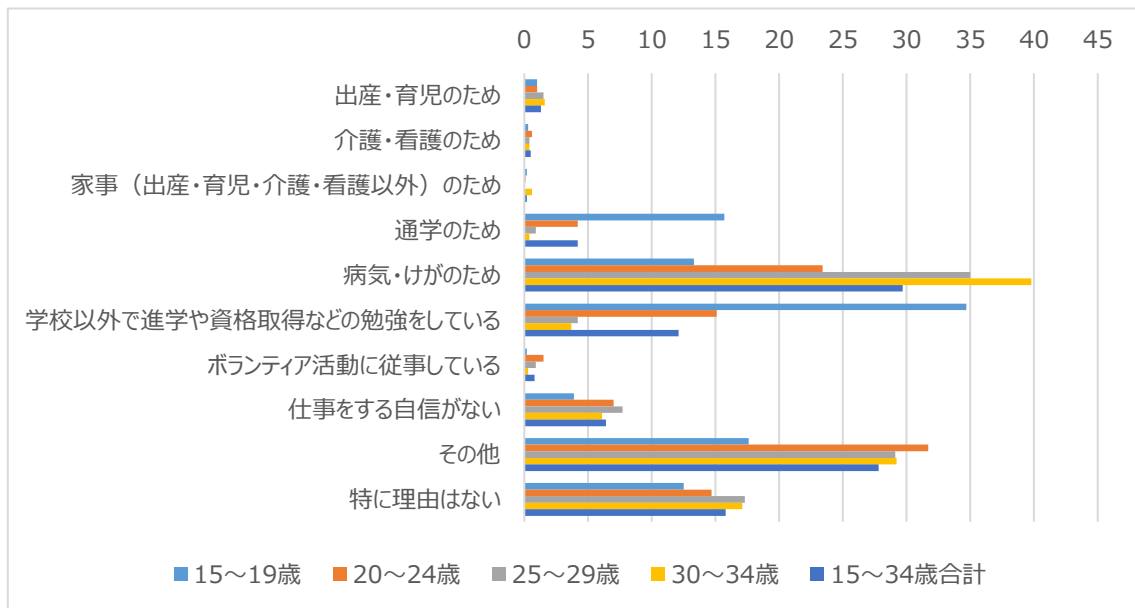
図表 19 就業希望の若年無業者が求職活動をしていない理由



総務省「就業構造基本調査」（平成 24 年）

就業希望の若年無業者が求職活動をしていない理由として、「知識・能力に自信がない」という事由が挙げられている。

図表 20 就業希望のない若年無業者が就業を希望しない理由



総務省「就業構造基本調査」（平成 24 年）

就業希望のない若年無業者が就業を希望しない理由としては、「仕事をする自信がない」という事由が挙げられ、同様に自己効力感の不足が浮かび上がる。

3.2 3-2. 教育支援センター（適応指導教室）の状況

不登校の子どもたちの社会的自立に向けて、子どもたちに対応する公的な施設として、教育支援センター（適応指導教室）がある。教育支援センター（適応指導教室）とは、都道府県又は市町村の教育委員会が、学校以外の場所や学校内の余裕教室などで不登校の児童生徒を対象に、学校生活への復帰を支援するために設置する施設であり、単に相談を行うだけの施設は含まない。

設置の目的は、下記のように示されている。

集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・適応指導、学習指導を行うことにより、学校復帰を支援し、児童生徒の社会的自立に資することを基本とする。

全国の教育支援センターの設置状況は下記のとおりである。

図表 21 教育支援センター（適応指導教室）の設置状況

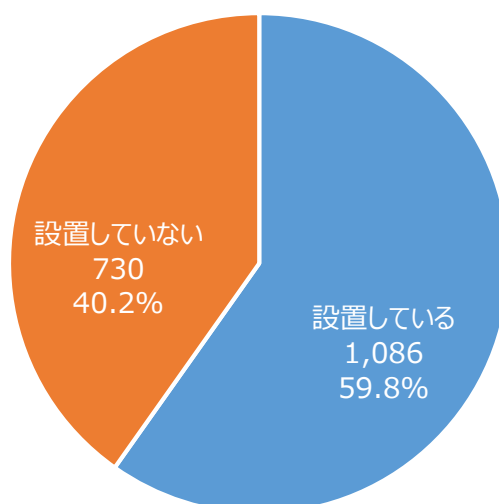
区分	機関数（箇所）		
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
都道府県が設置	36	28	28
市町村が設置	1,250	1,296	1,295
計	1,286	1,324	1,323

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

平成 25 年度から平成 26 年度にかけて都道府県が設置する教育支援センターの数は減少し、平成 26 年度から平成 27 年度にかけて教育支援センターの数は増加していない。山梨県内には、県が設置する施設が 3、市町村が設置する施設が 12 ある。

次に、教育委員会における教育支援センターの設置の有無を下記に示す。

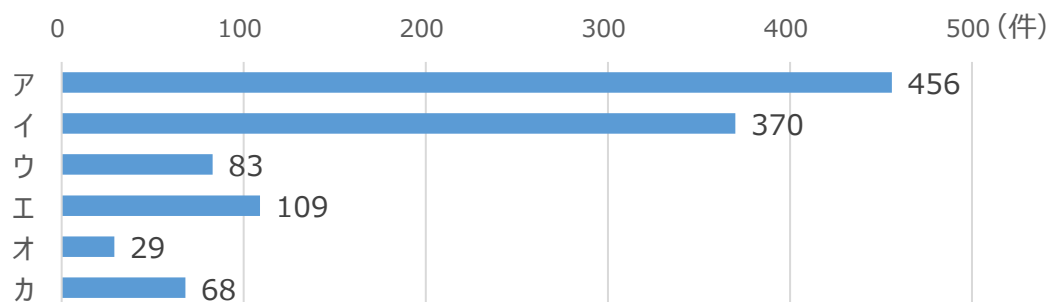
図表 22 教育支援センター（適応指導教室）の設置の有無



文部科学省「教育支援センター（適応指導教室）に関する実態調査」（平成 27 年）

全国の教育委員会の内、約 6 割が教育支援センターを設置している一方、約 4 割が設置していない。教育支援センターを設置していない教育委員会が回答した、設置していない理由を次に示す。

図表 23 教育支援センターを設置していない理由



区 分		回答数
ア	通所を希望する不登校の児童生徒が少ないと見込まれるため	456
イ	教育支援センターを運営する予算、場所の確保が困難なため	370
ウ	不登校の児童生徒が通所できる施設（教育相談センター等）が他にあるため	83
エ	近隣にある他の市区町村の教育委員会と提携し、受け入れてもらっているため	109
オ	都道府県教育委員会が設置する教育支援センターの受入対象としてもらっているため	29
カ	その他	68

文部科学省「教育支援センター（適応指導教室）に関する実態調査」（平成 27 年）

設置していない理由としては、「通所を希望する不登校の児童生徒が少ないと見込まれるため」が最も多く、「教育支援センターを運営する予算、場所の確保が困難なため」が次に多い。自治体の限られた財源の中での施策となっているが、平成 25 年度の調査では、全国 1,286 か所の教育支援センターでその利用者数は 14,310 人であり、不登校児童生徒全体のわずか 12.0%、1 か所当たりの利用者数の平均は 11.1 人と少ない状況となっている。

予算・場所の都合上、学校内の空き教室や廃校となった校舎を利用することが考えられるが、不登校の子どもたちにとって通いやすい場所であるとは思えない。

市町村によって不登校児童生徒数に偏りがあるため、市町村ごとに教育支援センターを設置することは現実的ではない上、不登校の子どもたちの状況を考慮すると学区外の施設に通うことを認め、広域的な取り組みが望まれる。

3.3 都道府県別の教育支援センターの状況

平成 26 年度から平成 27 年度にかけて教育支援センターの設置数は増加していないが、設置数は適正なものか、都道府県別の教育支援センター設置数を下記に示す。

図表 24 都道府県別の教育支援センター設置数

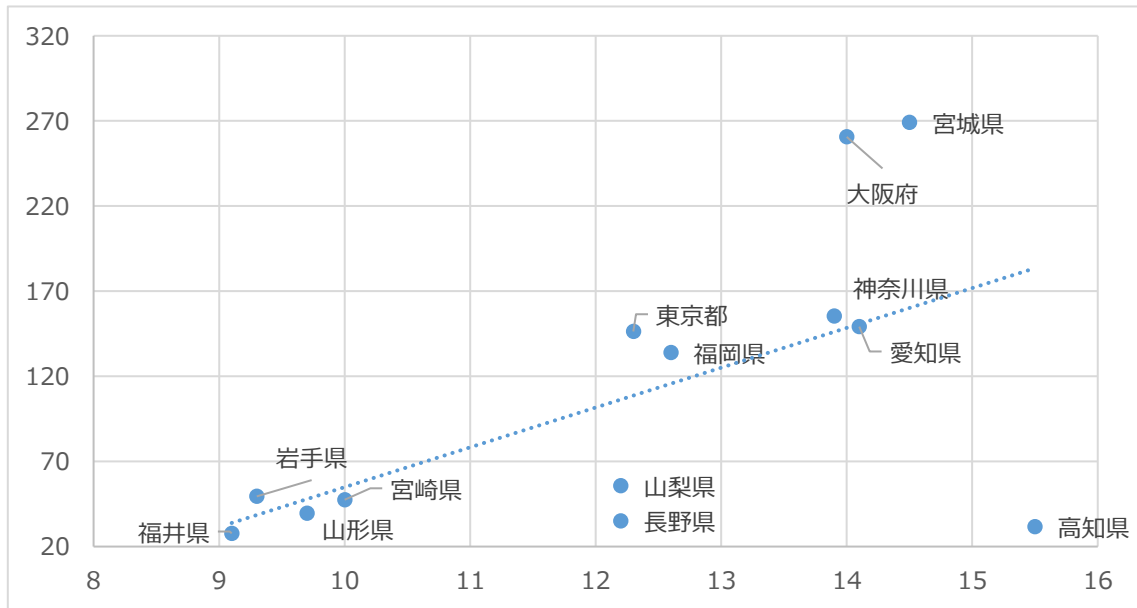
都道府県	センター設置数	センター当たりの不登校児童生徒数(人)	都道府県別の順位
福井県	22	27.73	1
高知県	27	31.74	2
長野県	62	35.05	3
山形県	22	39.55	4
宮崎県	20	47.50	5
山梨県	15	55.67	17
福岡県	39	133.92	42
東京都	76	146.37	43
愛知県	60	149.18	44
神奈川県	63	155.46	45
大阪府	38	260.63	46
宮崎県	10	269.10	47

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（平成 26 年度）

都道府県別の不登校生徒数と教育支援センター設置数から、教育支援センター1施設当たりの不登校児童生徒数を算出すると、福井県が 27.73 人で最も少なく、宮崎県が 269.10 人で最も多い。山梨県は 55.67 人で、少ない方から 17 番目に位置している。教育支援センターの職員数は数名のところが多く、不登校の児童生徒数に対してとても足りていないとは言えない状況である。

下記の図表では、教育支援センター1施設あたりの不登校児童生徒数を縦軸に、1,000 人当たりの不登校児童生徒数を横軸にし、相関を示した。

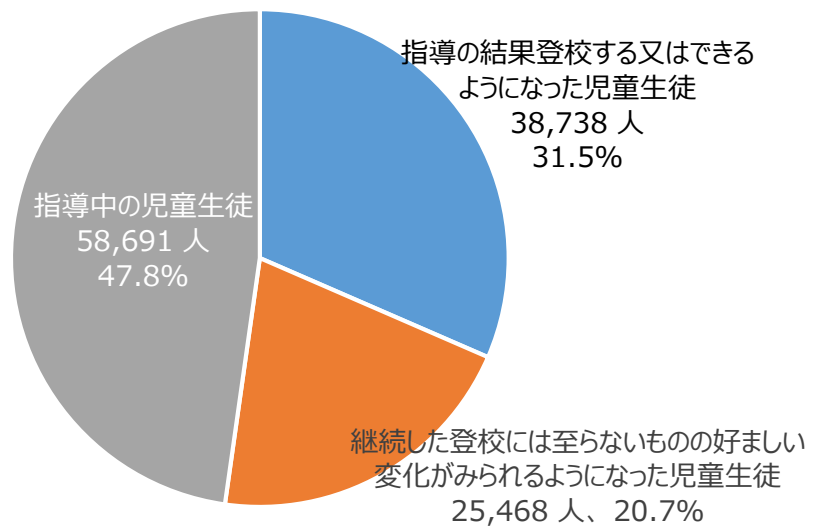
図表 25 不登校児童生徒数と教育支援センター設置数の相関



文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（平成 26 年度）

下記の図表は、平成 26 年度の不登校児童生徒への指導結果状況である。

図表 26 不登校児童生徒への指導結果状況（全国）



文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（平成 26 年度）

不登校児童生徒 122,897 人の内、指導の結果登校できるようになった児童生徒は 38,738 人（31.5%）、継続した登校には至らないものの好ましい変化がみられるようになった児童生徒が 25,468 人（20.7%）であった。38,738 人が登校できるようになった一方で、84,159 人（68.5%）の児童生徒が登校できていない。

このような状況の中、山梨県は建物の老朽化等を理由に、県が設置している 3 つの適応指導教室（韮崎こすもす教室、都留こすもす教室、石和こすもす教室）の閉鎖を予定している。平成 30 年度末には韮崎こすもす教室を閉鎖、平成 31 年度末には都留こすもす教室を閉鎖、石和こすもす教室については平成 32 年度末以降に閉鎖する予定となっている。このことは、家から一步を踏み出し、学校へ行くきっかけをつかもうとしている不登校の子どもたちの居場所の 1 つがなくなってしまうことを意味している。

現在は、過去と比べ核家族が増えたことで地域や親戚などの付き合いが希薄になり、子どもの居場所となりうる場所が限られ、学校と家しかない子どもが多くなっている。その限られた場所である学校と家庭、両方で居場所を失ったときに不登校という状況になる可能性がある。学校以外に子どもの居場所を作ることは、子どもや保護者の孤立感を防ぐとともに、学校や社会復帰に向けてのサポートとして大変有効であり、県の適応指導教室の閉鎖予定が地域に与える影響は非常に大きい。

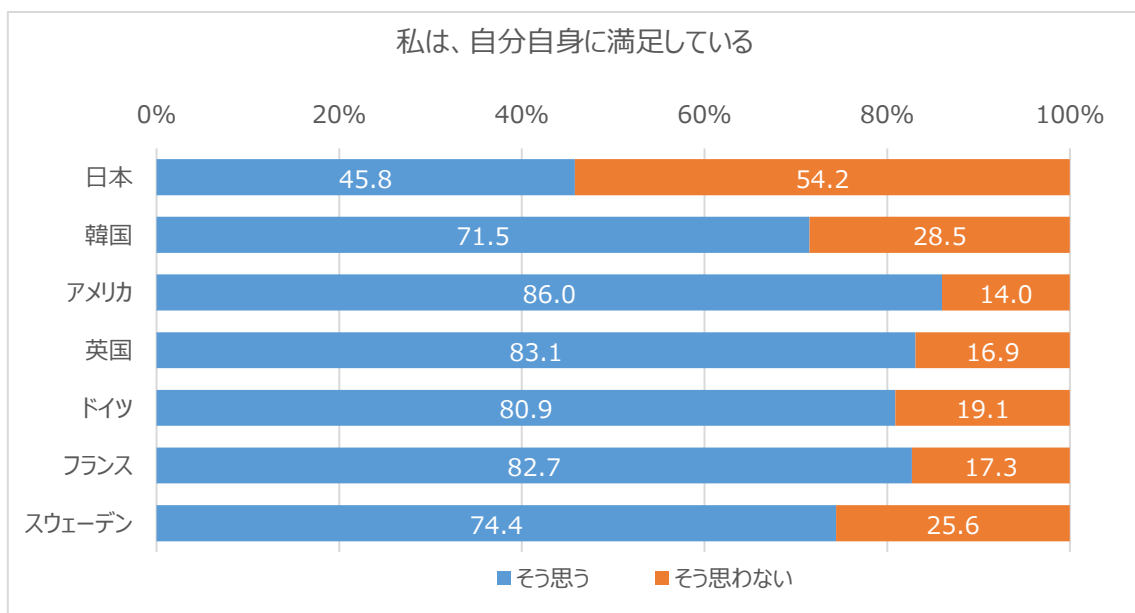
4 我が国の若者の意識

4.1 高校生の自尊感情に関する諸外国との比較

前述した、自己肯定感や自己効力感からつながる自尊感情はどうだろうか。

諸外国と比較して自尊感情が低いとされる日本の高校生について、内閣府が平成 25 年度に実施した「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」から、日本・韓国・米国・英国・ドイツ・フランス・スウェーデンの 7 か国の比較を見てみよう。

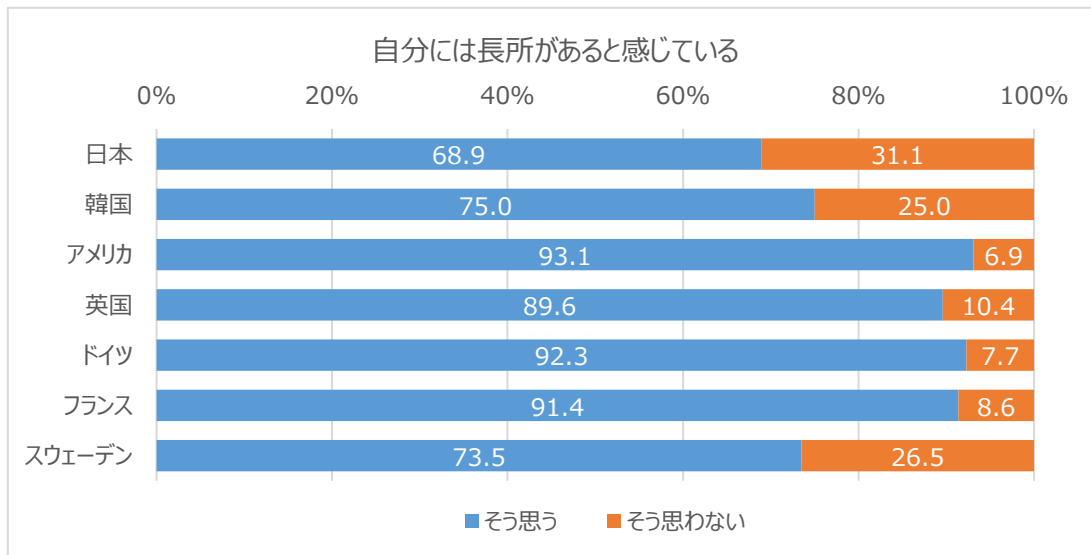
図表 27 高校生の自尊感情に関する諸外国との比較



内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」(平成 25 年度)

自分自身に満足している割合は、米国・英国・ドイツ・フランスが 8 割を超えているのに対し、他の国と比べ日本が圧倒的に低く 5 割にも満たない。

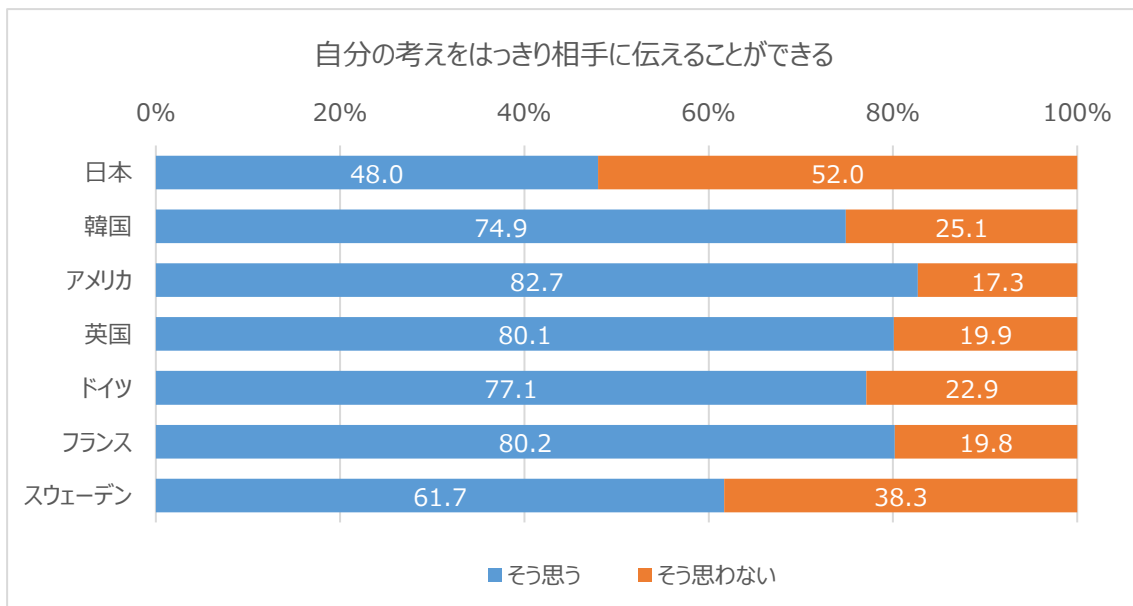
図表 28 高校生の自尊感情に関する諸外国との比較



内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」（平成 25 年度）

自分には長所があると感じている割合は、米国・ドイツ・フランスが 9 割を超えている一方、日本・韓国・スウェーデンの 3 か国が比較的低くなっているが、その中でも日本が最も低い。

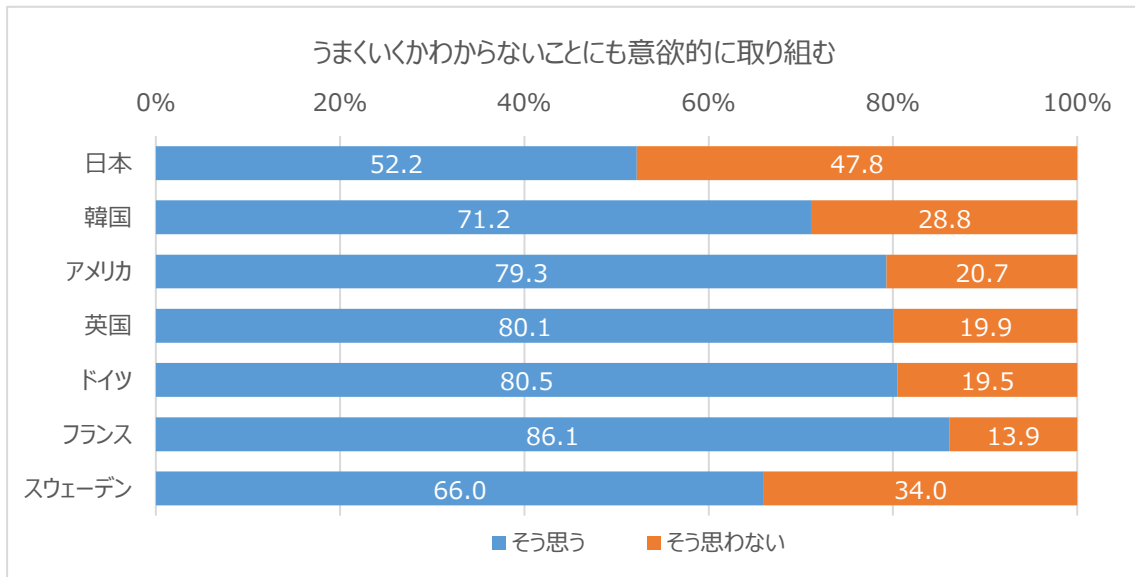
図表 29 高校生の自尊感情に関する諸外国との比較



内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」（平成 25 年度）

自分の考えをはっきり相手に伝えることができる割合も、他の国が 6 割を超えているのに対し、日本のみが半数以下となっている。

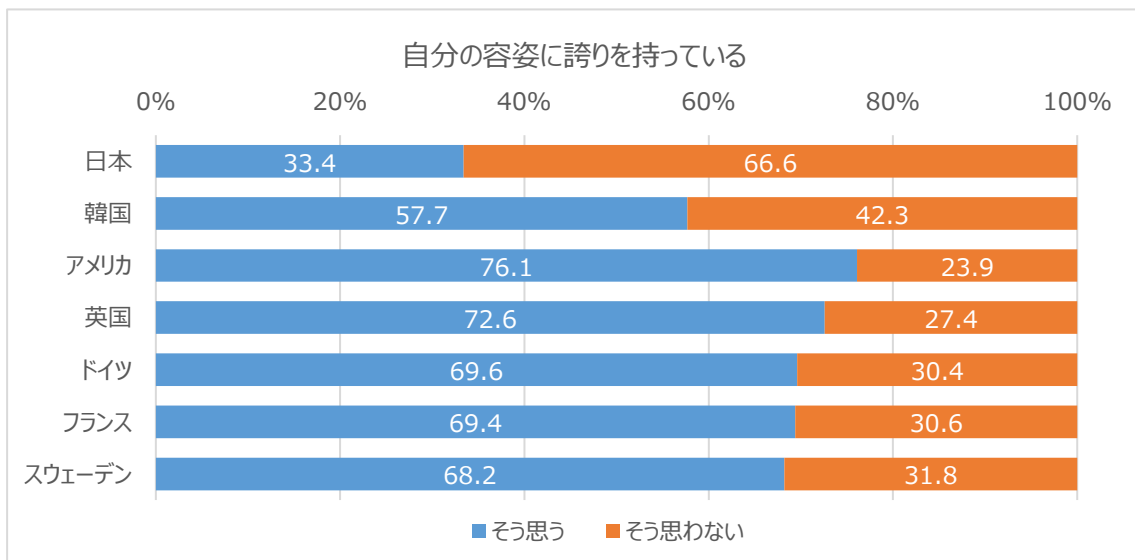
図表 30 高校生の自尊感情に関する諸外国との比較



内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」（平成 25 年度）

うまくいくかわからないことにも意欲的に取り組む割合は、英国・ドイツ・フランスが 8 割を超え、日本は約半数にとどまっている。

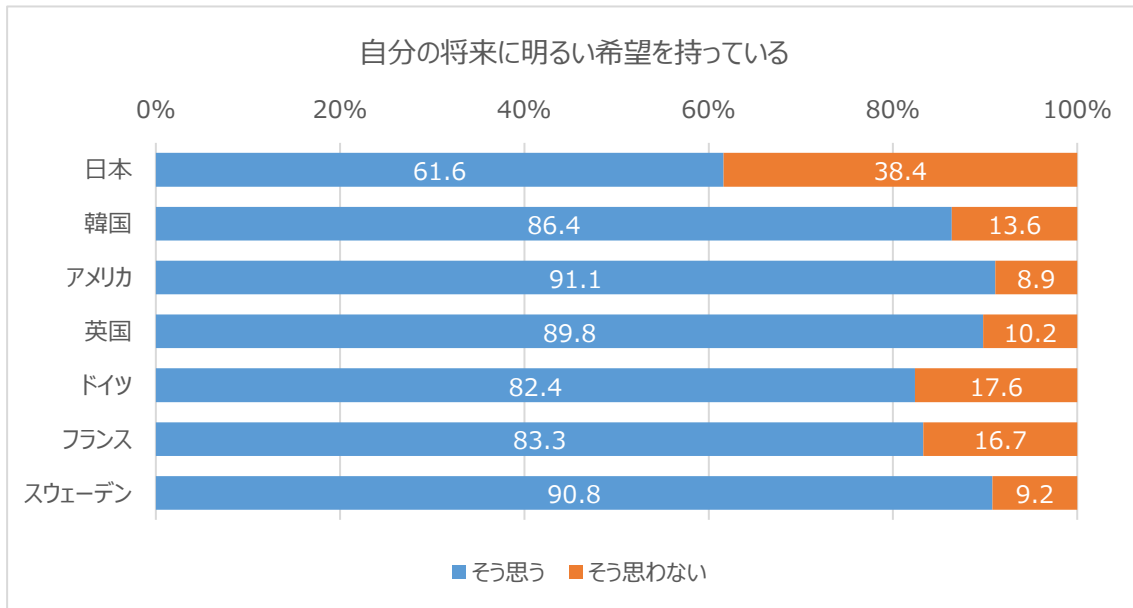
図表 31 高校生の自尊感情に関する諸外国との比較



内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」（平成 25 年度）

自分の容姿に誇りを持っている割合についても、7 か国の中で日本のみが圧倒的に低いことが一目で分かる。

図表 32 高校生の自尊感情に関する諸外国との比較



内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」（平成 25 年度）

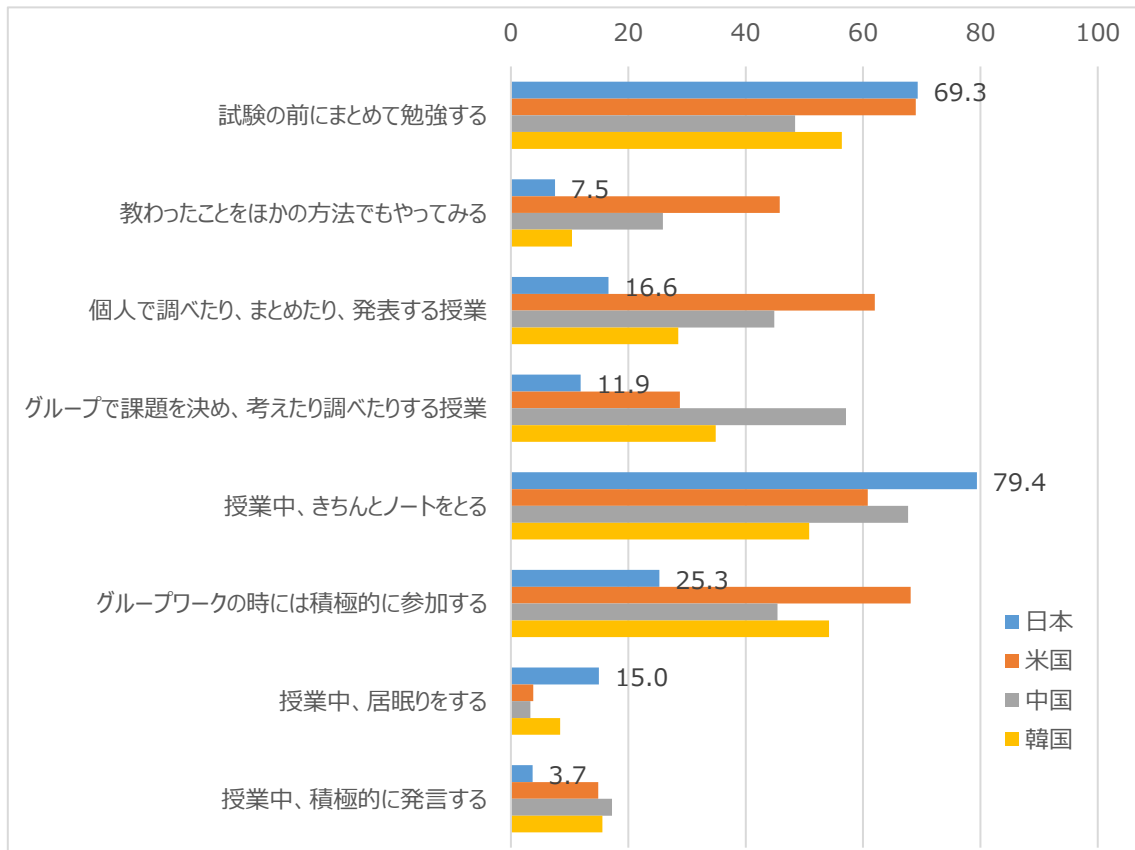
自分の将来に明るい希望を持っている割合は、他の 6 か国が 8 割から 9 割である一方、日本は約 6 割にとどまり、日本の約 4 割の高校生が将来に明るい希望を持っていない。

諸外国は「ほめる文化」であるのに対して、日本は「叱る文化」がベースにあり、「間違えたら叱られる」「失敗したくない」「恥ずかしい」という気持ちから、自分の意見や考えを発表できず、学校での少しの失敗体験・叱責体験が不登校の契機になることもあるのではないだろうか。

4.2 高校生の勉強と生活に関する諸外国との比較

次に、国立青少年教育振興機構が平成 28 年度に実施した「高校生の勉強と生活に関する意識調査」から、日本・米国・中国・韓国の高校生の勉強と生活に関する比較を見る。

図表 33 高校生の勉強に関する日本・米国・中国・韓国の比較

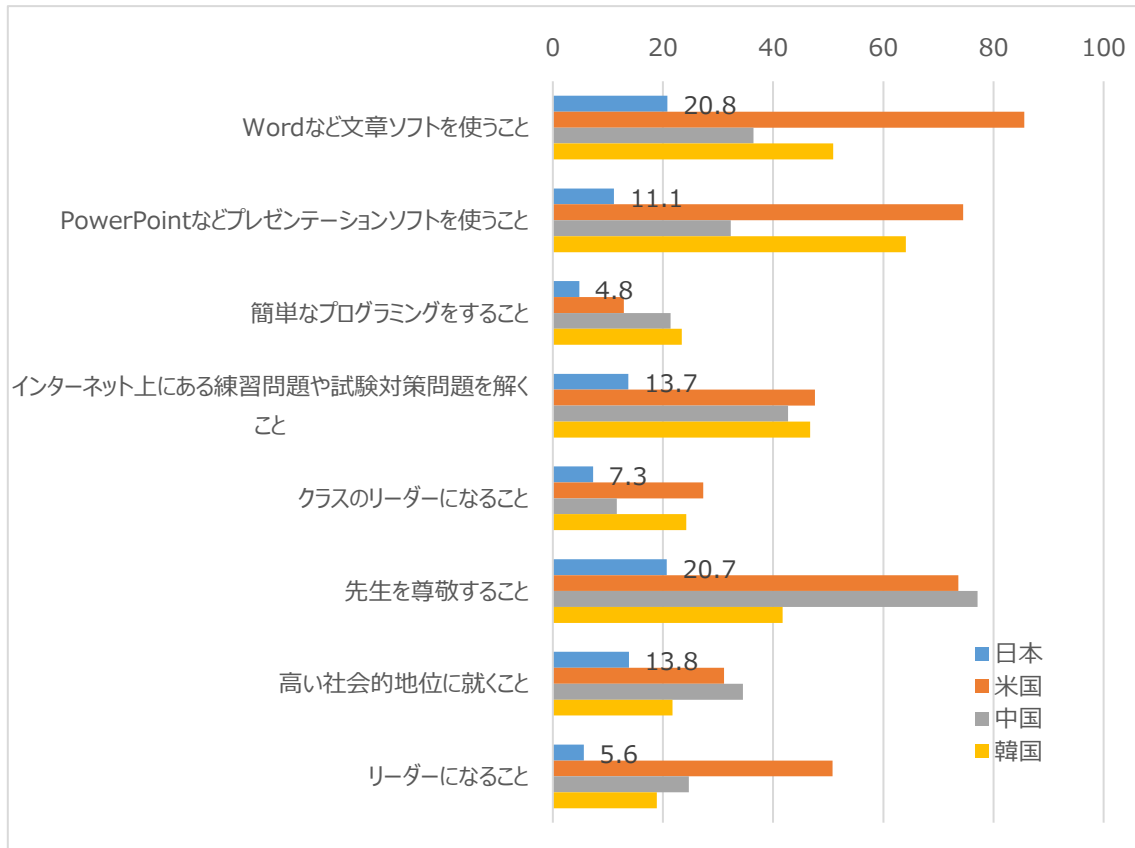


国立青少年教育振興機構「高校生の勉強と生活に関する意識調査」（平成 28 年度）

日本の高校生は、授業中、きちんとノートをとる割合が高いが、積極的に参加する態度や自分の意見を発表する授業の割合が低い。

日本の授業は教科書に従ってその内容を覚える授業が多く、受け身的な授業が中心となり、アクティブな授業が少なく、勉強に対する姿勢が希薄である。

図表 34 高校生の勉強と生活に関する日本・米国・中国・韓国の比較



国立青少年教育振興機構「高校生の勉強と生活に関する意識調査」（平成 28 年度）

「Word など文章ソフトを使うこと」「PowerPoint などプレゼンテーションソフトを使うこと」「簡単なプログラミングをすること」「インターネット上にある練習問題や試験対策問題を解くこと」「クラスのリーダーになること」「先生を尊敬すること」「高い社会的地位に就くこと」「リーダーになること」、すべての項目で、他の 3 か国と比べ日本が圧倒的に低くなっている。

平成 28 年度の内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」によれば、日本の青少年（10 歳～17 歳の青少年）の 80.2%がインターネットを利用している一方、日本の高校生の ICT スキルは他の 3 か国に比べて低く、インターネットと学習が結びついていない状況が見て取れる。

5 おわりに

残念ながら、学力や家庭環境と不登校に関する仮説の検証には至っていない。

現在は 7 割の国民が第三次産業（消費産業）に従事する高度消費社会に入り、教室でアカデミックなスキルや集団経験を身につける努力と、社会に出てからの労働内容や生活スタイルとの間のギャップが拡大し、「学校へ行くこと」の意義や価値が大きく下がってしまっている。また、高校への進学率が 97%を超える高学歴社会となり学歴の取得価値が下落する一方、その学歴すらなければ落ちこぼれだという、学歴取得への圧力は高まっている。学業努力をすれば将来につながるという希望に導かれた努力には意義や価値を見出させるが、圧力に強いられた努力は消耗しやすく長続きせず、学業は無意義で無価値なストレスとしか感じられなくなってしまう。そうして、学校へ行く意義や価値が低落していったことが、不登校の背景ではないだろうか。世の中全体に、学校は将来や自己形成につながる大切な場であるという共通観念が必要であるが、その観念はもはや崩れてしまっている。

人間が二人以上集まればトラブルが起きることは当然のことであり、そのトラブルから「何を学ぶか」「何を学ばせるか」が大切であるが、その学びの前提として、学校は「安全・安心な場」で「自由闊達な知的空間」でなければならない。

学校・学級は子どもたちにとって「安全・安心な場」であることが必要不可欠であり、学級集団が機能していなければ、保健室や相談室・職員室など、安心していられる場所と、相談できる人が必要となる。学校がその役割を果たすことはもちろん、学校以外にも子どもの居場所を作り、学校がすべてではないこと、失敗してもいいということ、将来の可能性や選択肢を広げるための道を子どもたちに伝え、子どもたちの「生きる力」を育てていきたい。

参考文献

坂本真佐哉・黒沢幸子編（2016）『不登校・ひきこもりに効くブリーフセラピー』日本評論社

滝川一廣（2012）『学校へ行く意味・休む意味：不登校ってなんだろう？』日本図書センター

千原雅代編（2015）『不登校の子どもと保護者のための〈学校〉—公立の不登校専門校 ASU における実践』ミネルヴァ書房

増田健太郎編（2016）『学校の先生・SC にも知ってほしい 不登校の子どもに何が必要か』慶應義塾大学出版会